

第十回国会 大蔵委員會議録 第八号

昭和二十六年二月五日(月曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

- 委員長 夏堀源三郎君
- 委員 夏堀源三郎君
- 理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
- 理事 西村 直己君 理事 天野 久君
- 大上 司君 佐久間 徹君
- 高間 松吉君 清水 逸平君
- 三宅 則義君 塚田十一郎君
- 内藤 友明君 橋本 金一君
- 宮腰 喜助君

出席政府委員

- 大蔵省政務次官 西川甚五郎君
- 大蔵事務官(主 佐藤 一郎君
- 計局法規課長)
- 郵政事務官(経 浦島喜久衛君
- 理局郵務局長)
- 郵政事務官(経 佐方 信博君
- 理局主計課長)
- 委員外の出席者
- 大蔵事務官(国 原 三郎君
- 税庁閣議課長)
- 大蔵事務官(国 市川 晃君
- 税庁酒税課長)

- 大蔵事務官 小林由太郎君
- 厚生事務官 友納 武人君
- (健康保険課長)
- 通商産業事務官 井上 猛君
- (通商化学局ア ルコール課長)
- 専門員 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

二月三日

精緻物に対する物品税新設反対の請願(井上知治君紹介)(第二六九号) 同(山口好一君紹介)(第二五九号) 相続税及び富裕税等における山林の立木評価に関する請願(野原正勝君

紹介)(第二七〇号)

ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願(門司亮君紹介)(第二七九号) 絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願(田中角榮君紹介)(第二八〇号) たばこ民営反対の請願(山手満男君紹介)(第三二四号) 絹織物等に対する物品税新設反対の請願(高木吉之助君外二名紹介)(第三二〇号)

医療施設に対する免税及び療養所における不法侵入防止に関する請願(小平忠君紹介)(第三四八号) 佐世保市萬津町外三箇町の強制買収土地建物拂下げに関する請願(北村徳太郎君紹介)(第三五〇号) 財団法人日本製鉄入幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願(小山長規君外二名紹介)(第三七二号) 漁業に対する税制改革の請願(小高薫郎君紹介)(第三七七号) の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第七号) 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号) アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

夏堀委員長 これより會議を開きます。 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案の二法律案を一括議題として、前に引き続き質疑を続行いたします。

○奥村委員 審議に先立ちまして、西川政務次官が見えておられますから、お伺いしたいことがあります。本国会も審議が着々進んで参つております。なお選挙等の関係から実質審議は三月一ぱいで大体終るものと考えます。予算も三月中ごろには通過する見込みで、衆議院としてはやつておるわけでありまして、ところがそれらに関連しての大蔵省関係の政府提出予定の法律案が、この委員会にまだあまり出ておりません。従いまして大蔵委員会としては、国会の中で最も多数の法律案の審議しなければならぬ立場でありまして、政府提出の議案の出がおそいので、審議の上から非常に困つておるわけでありまして、いつものように、会期が切迫してから固めて一度にお出しになるようなことをなさいまして、おそれなく今度の大蔵委員会として、その政府の御都合ばかりは承つておれませんが、従いまして、政府提出の議案は緊急に出していただきたいと思つておりますが、一体政府提出の議案をどういふ予定でお出しになるか。われわれの今後の審議の都合上、政府の御予定の間違ひのないところをひとつお尋ね申し上げます。

○西川政府委員 ただいまの奥村委員の御質問でございますが、確かに法案

が遅れておりましたので申訳ございませぬ。いろいろ法案の構想並びに関係当局との交渉のためにたいへん遅れておりますが、ただいまのところ、すでに提出いたしましたのは五件でありまして、このほかに近く税法関係八件その他四件、計十二件を提出したいと思つております。その内容を簡単に申し上げますと、今週中二、三日のうちに出したいと申すのは、開拓者資金融通特別会計における貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、これとともう一つ、国民金融公庫法の一部を改正する法律案でありまして、これはもうすでに司令部のGSに提出しておりますから、今明日中に向うから返答が参りまして、二、三日のうちに提出の予定でございます。なおそのほかに、ただいま一番この中で重要視されておられます税の關係でございますが、法案もすでに準備をいたしましたので、全部できております。しかしながら、これをGSに提出いたしましたところ、地方税の一部を改正する法律案と一緒に、GSにおいて検討したいというような向うからの要望がありまして、その一部を改正する法律案とともに今週中に提出して、来週にはこの委員会に提出ができることと存じております。なおそのほかに税法と同じようなかつこうにあるりまして、公団の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、今週中にGSを通りまして、来週には提出したいと思つております。

して、来週には提出をいたしたいと存じております。そのほかに、農林漁業資金融通特別会計法案、外国為替資金特別会計法案、大蔵省資金運用部特別会計法案、農林漁業資金融通法案、資金運用部資金法案、証券取引法の一部を改正する法律案は、ただいま司令部との折衝が終りつつありまして、少くとも来週にはGSに提出いたしました。来週の終りか、その次の週に出ると思つております。その他の法律案につきましても、ただいま検討中でありまして、このうちで開税法の一部を改正する法律案、保税倉庫法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、税関貨物取扱人法案は、すでに御存じの通りその税率につきましては結論を得ましたが、やはりただいま司令部と折衝中でございます。二月の中旬にはこれも提出する見込みでございます。そのほかの法律案につきましては、も、できる限り進行いたしました。御期待に沿いたいと存じております。この先般お配りいたしましたおきする六十九法案の中で、復興金融公庫法の一部を改正する法律案、銀行法案、銀行法施行法案、それから国税犯則取締法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、富裕税法の一部を改正する法律案は、諸種の事情によりまして、今議会には提出いたさないという予定でございます。

○奥村委員 司令部との折衝の関係で、法案提出が遅れるのはある程度やむを得ないと思つております。

得ないと思つておりますが、しかしこの国会におきましては、議員提出で法律案をつくらうというふうな計画も持つておりますので、それとららみ合せて、なるべく早く法律案を審議したいと思つております。そこで希望を申し上げておきます。折衝の済んだ法律案につきましては、正式の御提案でなくとも、要綱くらいはひとつこの委員会にお出し願いたい。そしてわれわれの審議の便宜をはかつていただきたい、こういうことを希望申し上げます。

特別会計の事業の中のアルコール、これが酒類の飲料として横流れる心配がないかどうか。酒税取締りの関係の大蔵省の閣僚部長に、この点をひとつお尋ね申し上げます。

○原説明員 お答え申し上げます。ただいま農林委員からお話がありましたように、アルコールにつきましては飲料用や工業用の場合においても、本質的には同じものであります。現在の取締りの便宜と申しますか、行政上の便宜から、九十度の度数をもつて、それ以上のものを専売アルコールの対象とする、こういうふうになつておるのであります。もと／＼本質が同質でありますので、専売アルコールに水を入れますと飲料になるといふことは、御承知の通りであります。従つて酒税との関係におきまして、いわゆる脱税の防止ということが非常に重要な問題であるのであります。私たちが取締りを現実に行つておまして、その中からたとえば九十四度、つまり九十度以上のアルコールで密造しておつたもの、あるいは工業用のアルコールとして変性を施してあるもの、つまりメタノールとかベンゾールの変性を施してあるものであつて、従つて工業用と確かに思われるもの、そういうものを検査した中から拾つてみました。二十五年度の実績で十月ごろまでのものが一応まとまつております。それによりまして三十六年度でございます。この内容を見ますと、そのうちの二十二件は石数がわかつておられますが、それが九十四度に換算しまして、大体百七十七石余りでございます。そのほかにその三十六年度の密造者がしようちゆうとか雑酒とかその他をつくつておられますが、そういうものは清酒にして三百四十七石余りに上つておるのであります。従つてそのほか取締りの直接対象にならなかつたものであつて、なお相当量のものが横流れておるのじやなからうかといふことが、一応推定がつくのであります。その工業用のアルコールがどこから出て参つたかというよりな点につきましては、なか／＼つかみにくいのであります。本人の申立てによりまして、御承知のように酒精産業株式会社というのがございますが、そこから買ったといふものもございまして、あるいは工業用のアルコールを使用する会社から出たと思われるものもありません。いろいろあります。そこは十分つかめられないのでございます。ただだか知らぬけれども、通行人から買つたといふふうなことで、ごまかしてしまふというふうなこともございまして、十分つかみにくいのでございまして、大体これは専売アルコールというような推定のできるものが、今言つたような石数だけあるのであります。それで取締りの立場から申しますと、通産省におきまして、取締りについては最近特に意を用いておるのであります。と、りあえず国税庁の立場としましては、この工業用アルコールの取締りをさらに強化する意味におきまして、約千人の税務官吏を通産省と兼務の発令をいたしました。これが通産省の取締りの人と一緒にあるいは単独に、これの取締りに当るといふことに目下なつておられます。それでその千人の人たちの仕事を通して、実情が相当明らかになることと思つておられますが、現在の段階におきましては、非常に間接的

○西川政府委員 御趣旨に沿うようにどり／＼からいたいと思つております。

○農林委員 それでは審議に入りまして、アルコール専売に関する法律案についてお尋ねを申し上げたいと思つて、今回提案の法律案審議に際しまして、われ／＼の承知いたしましたところによりまして、アルコールの専売事業は非常に複雑な関係になつておるようになつておられます。すなわちアルコール度数九十度以上のものは専売であり、それ以下のものは専売でない、こういうことになつておられます。しかしアルコールはすなわち酒類飲料になるものであります。つまりこれが誤つて酒の中へ混入されるということであれば、これは脱税、密造の最も簡易な手段に利用されることになるので、酒税関係を取締られる大蔵当局としては、現在のアルコールに関する行政の状態では、完全にこれを取締つて行くことができないかどうかという、非常に不安に思つておられる。そこでこのアルコール専売法による、通産省の管轄しておられるアルコール専売

な推定でもつて見ておるわけでありませう。人員の関係から見ますと、通産省の専売アルコールの取締りに当つておる方々は、現在約百六十人くらいと推定しておりますが、これではもちろんきわめて不十分でありまして、この兼務を発令されました千人の税務官吏が今後どのような成果を上げますか。これは今後の問題になつておられますが、私たちがしましては相当の期待をかけるおる次第であります。

○農林委員 ただいまの御答弁によりまして、通産省と大蔵省と兼務の取締りが官吏を置かれるというお話でありませうが、そういういたしますと、責任の所在がどちらになるかという点について、非常に疑問が起ると思つておられます。これは佐藤法務大臣にお尋ねしたいと思つておられますが、専売アルコールが末端において横流しされる。たとえ工業用アルコールが横流しされて、それに水でもぶち割つて、そうしてそれが合成酒、酒などに混入されて、しかも脱税されるといふふうなことが起るといたしまして、実は起つておることとをいふんわかれ／＼も耳に入れるのであります。そういう事例がたくさんあります。これを監督して行く責任は一体大蔵省にあるのか。通産省にあるのか。大蔵省はこれは酒税の取締りの官庁であるのであります。しかして原料は通産省から出た。一体この責任の所在はどちらにあるのか。これがはつきりしないと、いろいろの万端のことのはつきりして来ないことになるのであります。その点はどうか。

○佐藤(一)政府委員 農林さん専門家が来ておられますからひとつ専門家が

○市川説明員 お答えいたします。専売アルコールは所定の工業用アルコールとして使用されるわけでありませう。そこから用途が変更されればならないわけでございます。用途の変更されないように取締る段階までは、専売アルコール法関係で通産省の責任でございます。それが一たび変更された後におきます酒税の捕脱という問題が起きます。これは国税庁として取締るべき責任を持つておられます。

○農林委員 それではわかりましたが、そこで通産省としてはその用途の変更されないように監督する責任がある。それがためにいゝゆる変性方法がある。ところがその変性方法を十分に通産省がやつておるならば問題は起らぬ。ところが変性方法が十分に行われれば、横流しされる、こういうことになるのであります。そこで酒税関係の取締り官庁の大蔵省としては、この工業用のアルコールの横流ししておるということについては、その原因は変性が十分に行われておらぬということ、そういうふうな突きとめられるのであります。その点酒税の取締りの立場から、この専売アルコールが変性が十分に行われておらぬか、あるいはあるか。一昨日の答弁では通産省の側では変性は確実に行われておる。こういう答弁であるが、しかし酒税の関係を取締るの立場から、その点をひとつお尋ねいたします。

○原説明員 お答え申し上げます。変性の方法につきましては御承知のようになつておられます。四十種類ございます。このうち実際どういふふうな変性が行われているかと申します

と、約九〇%が共通変性の方法をとつておられるのであります。共通変性の方法と言いますと、御承知のようにペンゾール変性とメタノールの変性がありまして、これは専売工場におきまして出荷する際に共通変性を行つておられる先は、大体もうそれで十分であらうと申しますか、業者の自者に期待するといふような態勢にあります。あと一〇%か一五%くらいのものが個別の変性になりまして、これはアルコールを使つて工場に通産省の官吏の方が行きまして、個別の変性を行つておられることになつておるのであります。概括的に申しまして、この個別の変性の場合は、比較的それらの用途に応じて変性を行つておられるので、脱税の問題は少からうかと思つておられます。数量的にもそう大きなものではないのでござい

ますが、大部分の変性になることについては問題があるのであります。これは変性直し一円にもとすといふか、ペンゾールとかメタノールを抜くことと一〇〇%抜くことは不可能にして、飲料に供する程度に抜くことは比較的簡単だと考へる。従つてこの点から申しますと、現在の変性の仕組みについては、国税庁の立場からいたしますと、十分であるといふことは言えないと思つておられます。

○農村委員 われ／＼大蔵委員会が、昨年の夏国政調査に全国各地をまわつて歩いた。たとへば静岡方面のごときは、非常にこの工業用アルコールが横流れしているといふことで、業者からも非常な陳情を受けているのであり

ます。そこでただいまの御説明によりまして、確かにそういう横流れの事実はお役所の方も認めておられる。しかしその横流れした工業用アルコールが、一体根本はどこから出たかといふところまで行くと、突きとめておられる。そういうお話であります。それは二十何件ですか、その違反の件数のうち、原料アルコールと申しますか、工業用アルコールのつまり出荷元を突きとめた事例は、全然一つもないわけなのであります。

○原説明員 国税庁の段階におきましては一応各局でもつて検査もしています。報告を受けておられる程度でございまして、その具体的内容の確認までは実は行つておられないのであります。本人のと申しますか、反則者の申出によつて、出所といふものはある程度は調査に載つておられるのであります。それが大部分は裁判によつて確定するものと思つておられますが、最終的に確定しておられるので、たゞいま大分疎慮したような御説明を申し上げたのであります。酒精産業株式会社とか、あるいは住所不定の朝鮮人とか、全然不詳となつておられるのか、たとへば場合によりましては、何とか工業株式会社の何のたれそれから買ったものだとか、いろいろございまして。さらにこれが具体的な証拠によつて局がどの程度に把握しておつて、この項目ができておられるかどうか。その点については現在まだ国税庁としてはつきりしておりませんので、そういう段階におきましては、この点を確定にございまして申上げることはいかにかと思つておられます。

で、今のような説明を申し上げた次第であります。

○農村委員 どうもはなはだなまぬるいお話のように承ります。今のお話でアルコールのかりに反則のものがつたもので、アルコール百石としても、脱税額から行きますれば清酒に換算するとおそろく五、六千万円以上の脱税になると思つておられます。そこで現に通産省の管理しておられる専売アルコールが脱税に流れておられるというところであれば、これは通産省の責任を問わなければならぬ。ところが官庁同士責任を問ひ合うといふことでは困るというので、通産省に疎慮しておられるといふうなことになるのであります。そういううな点はもつとつかりやつてい

ただきたいと思つておられます。それで少し方面をかえてお尋ねいたしますが、医薬用のアルコールは、アルコール専売の方から販売する価格は特別価格よりも非常に高い。酒税の分を見越して価格をきめておられるといふうなことになるのであります。酒税に、医薬用のアルコールは精流れておられるといふ心配はないかどうか。それから少くとも医薬用のアルコールなどは、これが真に医薬用に使われるとするならば、もつと安く売らざるべきではないか。酒税に似たような価格をきめておられることについて、やはり大蔵省の関係があると思つて、その点をお伺いいたします。

○原説明員 調書を見て参りますと、医薬用であるべきはずのもの、つまり申上げば日本薬品株式会社一名前前せんが、そういうところから買ったものを酒をつくつておつた、それで犯則の

対象になつたといふものが、他の薬局にもございまして、そういうものがぼつぼつ散見しておるのであります。従つていまして医薬用となつたものが酒税の告発の対象になつておるといふこと、十分想像するにたかたかたない。

次に第二の問題でございまして、純粹に医薬用といふことでありまして、今申上げたように、實際末端におきまして酒類としての用途を持つておられます関係上、親念的には医薬用については、税は特別のものを考へるものがほんとうかと思つておられます。ど

○内閣(左)委員 ちよつと農村君のお尋ねになつておることに関連しまして、政務次官がお出ましです。それからつとお尋ねしたいのですが、先ほど奥村君から話がありましたように、アルコールがずいぶん横流れしておること、これは事実でありまして、昨年も私も地方に出ましたときに聞かされたのであります。これは一つはアルコールに對する行政が悪いのであります。つまり今奥村さんから話がありましたように、通産省と大蔵省と両方で行つておられるのだから、お互い遠慮がちな、そのすきをねらつて／＼流れて行く、こういうことではないかと思つておられます。従つて通産省でやつておられるアルコール行政を大蔵省が全部取上げられて、大蔵省がこれをしつかりおやりになるというわけに参りませ

んか。まさか酒全部を通産省に持つて行くわけには参らないのであります。従つてこれはひとつ政府として何かお考へにならないければならぬと思つておられます。今のお話で申しますと、これはいつまでたつてもお互い妙な、何といひますか、これは日本の行政の一番悪いところでありまして、そういううなことで横流れが出て来るのではないかと。アルコール行政について、ひとつ専売公社が全部引受けておやりなさいといふことに行かないか。これはもちろん政務次官に御即答願ひたいとは申しませんが、何かそういうことにひとつ御研究をお進め願つたらと思つておられます。御所見があつたら承つておきたいと思つておられます。

○西川政府委員 先ほど奥村委員並びにただいま同じような御意見でありましたが、やはりこの監督が二つの道からやられておられるといふことは、そこに欠陥があると認めねばならぬと思つておられます。しかしながら普通の清酒においては、今日までやはり脱税酒が相当氾濫しておりました関係上、この二箇所で監督しているからといふ意味ばかりではないと思つておられます。この機構を改革いたしました以前に、一層の監督を大蔵省、通産省が連携をとりまして十分やりたい。しかしながら機構の改革の問題もありませんし、そのときにはやはり今奥村委員並びに今おつしやいました通りに、この方向に持つて行つたらいのじやないかと思つておられます。せいぜい研究いたしまして、脱税のないようにいたしたいと考へます。

○大上委員 ちよつとお尋ねいたしますが、大日本法律家を見てみますと、主体はいわゆる「アルコール専売事業

特別会計において、昭和二十五年年度末を「当該年度の前年度末」に、結局は結局的に見ますと、専業会計年度を一定の標準にしている。しかも本法律は昭和二十五年法律第三十号によつて制定されている。現在は同一専業年度でありませぬけれども、なぜこれを改正して行かなければならないかという点をお尋ねしたい。いわゆる変更があまり早過ぎるのじやないか。大体こういうような問題はわかりそうなものだ。なぜならば、ただいま資料を頂戴いたしております昭和二十六年アルコール需給計画、これは予算でもつて、しかも備考書きで、二十五年の七月に作成したのだ。このように資料においても昭和二十五年七月にしている同一専業年度の進行中において、さらにこれを改正せねばならぬという理由はどこにありますか。特に提案理由といたしましては、「アルコール専業事業特別会計から一般会計の歳入への納付について、なお当分の間、特別を設ける必要がある」とある。これは特に佐藤さんにお尋ねしたいのですが、いわゆる法制上のテクニクから来たものか、さもなくば私が不勉強なのかもしれないませんが、特に特別を設ける必要があるというのはどういう理由であるか、お聞きしたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 実は前回に奥村さんにもちよつと御説明したのですが、本法案の提出の理由は、提案理由にございませぬように、作業資産あるいは固定資産が減少をいたします場合に、結局それだけ現金の余裕がその会計にできるわけにございませぬ。その余

裕の生じた現金を一般会計に納付せよ、こういうことになるのであります。これが逆に固定資産等がふえまして、場合によっては、従来一般会計から、その都度資金を繰入れておつたわけにございませぬ。そこで昭和二十五年年度から、逆に従来とかわつて参りまして、資産が減少して参つた。従来増加している場合には、一般会計から資金のめんどろをみておつたのだから、資産減少の結果資金に余裕を生じたならば、一般会計に返して参らう。こういう趣旨で、前回の法律をつくりまして、御審議願つたわけでありませぬが、昭和二十六年年度におきまして、引続きまして、現在のところの見込みといつたしましては、資産の減少を生ずるといふような見込みが立ちましたので、この法律の施行を延期しようという趣旨から、今回の改正案を提案したわけでありませぬ。これにつきましては、実は奥村さんからお話がございませぬが、資金繰りその他の見地からするならば、必ずしも「つまりアルコール特別会計の資金繰り」ということだけを考へてみますと、余裕を生じたものにはアルコール特別会計に持たせておけばいいじやないか、何も一般会計に取上げる必要はないじやないか、こういう意見も十分立ち得ることと思ひます。まあ考へ方なんです、足りないときに資金のめんどろを見ておるのだから、余裕が出たら返して参らうといふ、こういう考へ方から出てるわけでありませぬ。

○大上委員 大体この法案の提案理由はよくわかりましたが、さすれば同一

の観念からいたしまして、アルコール専業事業経営についての今後の方針、これは政府から出た資料でせぬ。

○西川政府委員 そうです。

○大上委員 ではお尋ねいたしますが、この今後の方針の中に、「わが国化学工業の基礎素材として、重要な意義を有するに至つた」、これは従前から重要であると思ひますが、特に今後の方針として重要な意義を有するに至つたという字句が入つております。これは何ゆゑにこれから先の法律案と結びつけて必要であるのか。その意味を聞きたい。

○井上説明員 御説明申し上げます。初めの重要になるに至つた理由でございませぬが、これは御承知のように、戦時中は主として燃料用に大部分向けられておつたわけにございませぬ。従いまして終戦と同時に、いわゆる軍需あるいは燃料用の需要が非常に減りました。そういう関係で化学工業においてアルコールの使われる率というものが、非常に大きなウェイトを持つて来ております。そういう意味におきまして、終戦後要するに軍需あるいは燃料

用が減つたという関係で、化学工業に占められる率、こういうつたものが非常に大きくなるに至つたという意味でございませぬ。化学工業に占められる率は、終戦後——この間も中村政府委員から御説明があつたのでありますが、大体五〇%内外というものが、現在工業用アルコールとして化学工業に使われる率にございませぬ。大半というものがとにかく化学工業に使われておる率にございませぬ。

それから合理化の方法でございませぬが、これは通産省といたしまして、全面的にドッジ・ライソの要請に従ひまして、合理化の方をやつておるわけでありませぬ。アルコール専業事業といたしまして、要するに化学工業の原料として使われる原料を安くしなれば、全体の関連産業の合理化といふようなものはなかつて進まない、こういう観点に立ちまして、アルコール事業の合理化の問題を研究して参つたのであります。一例を申し上げますと、たとえば石炭の送炭装置、これは現在人間の手でやつておつたわけにございませぬが、これをコンベア式の送炭装置をつくる。現に千葉の工場はすでにこれをやつております。それから各工場におきまして作業員の点でございませぬが、これはどうして今のところ民間に比べてロスが非常に多いという点がございませぬので、いろいろの理由で工場の作業員がやめられても、これを適正な工場の技術員の数まで補充しない、こういう意味で現在自然減による人間の補充は、ある程度合理化の線に沿うようになるまで補充しない、こういう方法で一応人件費の節約に努めております。それから最も大きいのは原料の購買でございませぬが、ちよつと本

年度から統制もはずれまして、原料費がアルコールの生産費に占める率といふのは、大体七〇%見当にあるのでございませぬ。原料をいかに安く買つかといふことが、合理化の点から見て非常に大きな意義を有するわけでありませぬ。従いまして、統制のはずれまして関係もありまして、できるだけ各工場に、その所在地の安い原料を一応手に入れるような方法を講じたらどうかといふことでもございませぬ。今度の場合には、各工場で安い原料が見つかつた場合には、できるだけ直買する、こういうような方向でございませぬ。なお原単位の引下げ——これは石炭の使用率あるいは各原料の原単位を引下げる、こういう方面につきましても、それ／＼各工場においてそういう合理化の委員会をつくつておる工場もございませぬ。その委員会によつていかにして原単位を切下げおるか、こういう方面にもつたら努力してございませぬ。なお各工場の成績につきましては、各年度それ／＼比較をいたしまして、特に優秀な工場に対しては賞金、こういうつたものをわすれずにおきませぬが、一応出しまして、とにかく各工場の能率向上、こういうつた方面に力を注ぐように仕向けてございませぬ。大体合理化の点につきまして、今までわれ／＼がとつて来ている方策は、大体そういうようなものでございませぬ。なおこまかい点につきましてはいろいろございませぬが、大きなところは大体そういう状況でございませぬ。

○小山委員 ちよつと国税庁と通産省が見えておるもので、かね／＼しつうとなりに疑問に思つて、ある点を伺つてみたいのでありますが、アルコール

の専売価格というものはどうやつてきめるのかということであり、この間からいろいろ聞いておきますと、アルコールは安ければ非常に需要が多いんだ、こういうことでもあります。安ければ代用燃料にもなるし、いろいろな面に非常に用途が多いのである。にもかかわらず、これをなせ現在のような専売価格にしておかなければならぬのか。この間の説明によると、現在の専売価格は酒税との関連においてできているのである、こういう説明でありまして、そうすると、結局さつき農林委員が説明されたように、専売アルコールが飲料に横流れる。この一点にこの専売価格のきめ方は関連して来るのか。この点を一つ聞いてみたいのであります。おわかりならぬかしれませんが、要するに脱税が取縮まられるならば、この専売アルコールが飲料とならないという確信が持てるのならば、何も酒税相当額の専売価格をきめる必要はないはずである。この点を一つ両当局から伺つてみたいのであります。

○井上説明員 私の方からまず御説明申し上げます。現在専売のアルコールの価格は、一応二本建になつていて、これは御承知だと思ひますが、一般価格、すなわち税相当額が含まれていて、価格と、それから税相当額を引いた価格で売つてゐる特別価格のもの、二つにわかれてゐるわけでありまして、一般価格で売れる部類は、要するに横流れをすおそれの非常に多いものにつきまして、大体税相当額を含めた価格で売つてゐるわけでありまして、これは当然変性の問題に関連する問題でございます。たとへば先ほどから御質問がございましたように、医薬品の方に向け

られるもの、たとへば局方アルコール、こういうたものにつきまして、使用の性質からいまして、メタノール変性とかその他の変性はできかねるものでございまして。しかもこれが小口で需要されることが非常に一般的に多いわけでありまして、そういう方面から行きますと、取縮りの面がまず非常にむずかしいし、変性もできなければ、しかも使用者が一般大衆になる場合もある、こういうたものにつきましては、これを税相当額を含めない価格で売れる場合には、相当酒にまわるおそれも多いわけでありまして、こういうものにつきましては、税相当額を見込んだ価格で売つておられます。従つて酒の税金が高ければそういうアルコールの価格は高くなる、こういうふうな関係でございまして。それから特別価格の方につきましては、一応われわれの方は特別会計をやつておるわけでありまして、結局收支を合せて行くというふうな関係がございまして。原料、生産の關係の費用が少く済めば、この特別価格の問題はその都度引下げて行つてもよろしいと思ひます。それができかねる場合には、結局また高くなるというこ

ともにも考えられますが、これは結局幾らでアルコールができるか、こういうた問題に特別価格の問題は関連しておるもので、極力そういうた合理化をやるなり、コストを引下げることによります。特別価格の工業用のアルコールにつきましては、値段を下げる可能性が多い、こういうたことになつておられます。

と酒税相当額が大体黒字になつておるといふようなお話であります。これは酒税として最初からとるわけにはいかぬのです。その点はひとつ国税庁からお聞きしたいと思ひます。

○原説明員 非常におもしろい着想だと思つておられますが、一般の企業の場合にはそういう趣旨は十分実行可能であり、また実行をおそらくしておたものではなからうかと考えられるのであります。たゞ、政府専売になつておられます、同じ官庁でやることであるから、税の形でとるかどうかという問題もありません。大体同じ程度のものが必要ならぬ。大体同じ程度のものゝを特別会計において価格の方に織り込んでやるということによつて、事実上大体目的を達し得るといふ段階にあるわけでありまして、また私たちがしまして、そこまで問題を持つて行つて研究は実はしておらないわけでありまして、今後それがどういふふうになりましか、先のことでありまして、今、今の段階におきましては政府専売という形におきまして、その必要は大体なくはなからうか、こういうふう

に考へておられます。

○小山委員 政府間に税をとるといふのはいかにもおかしいのであります。が、企業会計の立場から言つて、これはわれわれが会計の予算を見ます場合に非常にわかりにくいというのはいわゆる現場なりそれから生産過程を見

ておるわけではありませぬから、一体どのものが工業用の、つまり特別価格のやつに売られるのか、どのものが一般価格に売られるのか、さつぱりわかりません。そこで最初からこれは酒税なら酒税としてとるものならば、そうすると専売会計は自分の企業合理化がどうやつてできたか、そうして企業合理化の度合いに従つて専売価格は下つて行くわけでありまして、片一方において酒税相当額をとつておるものだから、そこに利益みたいなのが出て来て、安心感はあるか興えないかわかりませんが、外から見ると一応安心感が出て来そうなきがする。そこで今のよう

なことを言つておるのであります。専売価格をきめるときにこういうような会計の組み方をしない方が、合理化には役立つのではないだろうか。こういう疑問を起したわけなのであります。その点につきましては通産省はどういうお考えになりますか。

○佐藤(一)政府委員 小山さんの今のお話ですが、結論はなぜアルコールについて、特別会計で国営でやつておるかということにおちつくのだと思つておるわけでありまして。今は政府自体が特別会計で直接事業をやつておられます以上、ちよつとタバコの場合と同じように、タバコ益金でもつてとるか、あるいは間接税でとるかということ、一つの技術的な問題になると思つておる。直接に政府が売つておるのですから、価格に税を込める方が技術的に簡単であり、便利であるという点もあるわけであり、相当の徴税官吏をそのために置くという手数も一面に省けるわけであり、どうしてアルコールについて民営の形態をとらないで、官營の形態をとつておるかという問題じやないでしょうか。その点につきましては、私から申し上げるより、むしろアルコール課長から御説明した方がよいと思ひます

が、結論はそうなると思つておる。ですから予算の編成の技術と言ひますか、そういう点からこの制度はやむを得ない、こう考へておられます。

○井上説明員 なぜ民営にしなければならぬか、あるいは専売制度を続けるかという問題は、相当政治的問題とからみ合ひがあります。一応私見でけつこうでありましたら御説明申し上げます。これはまだ私の私見でございますが、一応専売制度の意義というものは、できたときの目的は、要するに燃料用アルコールを確保する。従いまして、終戦後事実上燃料用アルコールを確保するという目的がなければ、専売制度はやめたらどうかというふうな御議論も出ると思ひますが、そういう点から考へますと、まさに専売制度はもはや存在の意義がない、かように言えるわけがございまして。しかしながら一方われわれが考へなければならぬ問題は、専売制度をやめまして、現在やめると仮定いたしますと、どうして税の相当額というものが非常に大きな額でございまして。つまり工業用のアルコールが、政府売渡しが九万五千四百、一般で売りますと税相当額の四十二、三万円の額が加算されまして、五十二万九千何がという価格になるわけがございまして。そういうふう

に大きい、こういうことになつておる關係上、かりに専売制度をはずすといふことになりまして、どうしても民間業者にやらさなければならぬ。民間業者にこれをやらすといふことになりまして、どうしてもこの工場でアルコー

ルをつくらすか、つくつておる工場を
一々われ／＼として脱税の観点から見
まして登録しなければならぬ。一つの
工場で一般価格で売るアルコールも、
工業用のアルコールも両方つくらなけ
ればいけないから、まずやらす工場を
嚴格に登録して、生産は一体どのくら
いやるのか。販売の面につきまして
は、税相当額を含んだアルコールとい
うものをどのくらい売つたか、あるい
は税相当額を引いた安い工業用のアル
コールをどのくらい売つたか、こうい
うような監視をいたすのでありまし
て、そこに横流れという問題が当然起
つて来ると思ひます。また販売の系統
におきまして、当然そういつた監視
を続けるような機構でやつて行かなく
ては、安いアルコールが酒の方にまわ
るといふ可能性が非常に出て来るわけ
であります。従ひまして専売制度をは
ずしても、そういつた生産流通の
規則というものを嚴格にやる必要が出
て来るのじやないか。結局専売制度を
やつておるような嚴重な統制みたいな
かつこうになるのじやないか。そうす
れば現在のようにかりに税相当額が非
常な莫大な額になつておる現情におき
ましては、専売制度を続けて行つて、
そういうふうな横流れをある程度防止
するかつこうを続けて行つてもさしつ
かえないじやないか、かように現在の
ところ考へておるわけですか。従つてか
りに酒の税金が低くなつて来れば、専
売制度をやめてもそういう弊害は起ら
ないのじやないか、かように私は考へ
ております。

○小山委員 私が申し上げておるの
は、専売価格が安ければ需要が非常に
多くなるというところの過日來の御説

明です。そうすると今の状態で行きま
すと、専売価格というものは、政府の
工場の原価計算が下らぬ限り下げられ
ないじやないか。そうすると、そうい
うような状態にあるときに、専売価格
を下げる方法としては、今までずつと
聞いて来た説明の結論から言へば、政
府のこの専売工場の能率がよくなる限
りには、アルコールの専売価格は下ら
ない、こういう結論になりそうなん
です。そこで先ほどのような質問をし
たわけなんです、これについてはど
ういうふうにお考えになりますか。

○井上説明員 さつきおつしやる通り
でございます、結局は政府の各工場
のコストを下げなければ、専売アル
コールの価格を下げるということでは
きかねると思ひます。

○小山委員 それで専売価格を下げる
についての一応の目標は、今年度はた
とえば五%下げ、来年度は一〇%下
げる、再来年度はさらに二〇%下げる
という計画は立つておるのですか。

○井上説明員 実はそういう目的で、
昨年いろいろ研究してみただけでござ
います、御承知のように統制がはず
れまして、いもの価格が非常に高くな
つたわけでございます。これはわれわ
れ初めこの予算の資料にも出てお
ると思ひますが、大体生いものにつ
きましては十貫当り二百三十円見当
と見込んでおつたわけでございます
が、實際上は最近の例によりまして、
三百円から三百五十円しておる、こ
ういうふうなかつこうになつてお
ります。しかもその原料費というの
にかくアルコールの価格の七〇%ば
かりを占めるわけでございます。それ
から糖蜜の関係を申し上げますと、糖

蜜の関係を申し上げますと、糖

も昨年非常に安いときには、トン当り
大体十八ドル見当で手に入つたわけ
でございますが、最近の状況では、少
くとも三十ドル以上でなければ買え
ない。近ごろのワイリビンの方のい
ろいろな情報を聞きますと、トン当り
五十ドルというふうな話も聞いてお
ります。従ひまして、アルコールのコ
ストの中で大部分を占める原料費とい
うものがこういう状況であります、
ほかの方でいへばコストの切下げを
やりました、そう大して響いて来な
い。従つて現在のところ、当初われ
われが見込んでおつた販売価格の切下
げといつたことは、今のような状況で
は、情勢がかわらぬ以上ちよつとでき
かねる、こういうふうな情勢になつ
ておるわけでございます。従ひまして、
その原料の見通しがどういふふうにな
るかといふことが、アルコールの価格
に大きく響いて来るわけでございます
が、そうかと言つて原料費だけにたよ
つておるわけではなくて、むしろ人件
費の切下げとか、こういう方面にも
つ。

○小山委員 原料費が七〇%ばかりを
占めておるといふことは、われ／＼も
承知しておりますが、その原料とい
うものは値段が動いております。動い
ておるものをいかに安く買ひつけ、ある
いはいかにこれを能率的にこなすか
といふことが、企業会計としては一番大
事なことであらうと思ひます。そこでそ
ういふような面がうまく行つておるの
かどうか。それから同じような工場
たとえば高鍋とか小林とかいろいろあ
りますが、そういう立地条件の同じ所
の他の民間工場と官営工場との原価計

算の比較をされたことがあるかどう
か。そういうような原価計算とか、あ
るいは民間工場ならばこのくらいで来
ておる、官営の工場はこれより来てお
る、その欠陥はどこにあるかといふよ
うな比較研究をされて行かない限り、
専売価格は下らぬ。そういうふうな研
究をされ、そういうふうな方向への努
力をされておるかどうかといふこと
を、最後に伺つておきます。

○井上説明員 原料の購買状況につき
ましては、先ほど申し上げましたよう
に、要するに今年度統制がはずれまし
たので、各工場においてそれ／＼安く
買えるものについては工場直買をや
る。従つて、たとえば九州のある工場
で、現地において非常に安く買える見
込みのあるものがあれば、その工場はそ
れだけの手配をする。従ひまして今度
の生いもの生産計画は、大体原料の手
配を安くした工場の方がよけい動く
こういうかつかつこうに相なつてお
ります。

それから民間工場との比較でござい
ますが、これは一応原価計算はやつ
ております。やつておりますが、ただ
技術上、固定費をどれくらい見ると
いふようないろいろ問題もございま
すので、正確な比較はちよつとでき
ないと思ひます。ただ民間工場と違
いますのは、要するに民間工場は一
酒と両方やつておる、こういう工場も
ございまして、そういう点から言つ
て操業率が違つて来る。人間の節約
の問題も違つて参ります。しかしながら
給與ベースから行きますと、官営工場
の方が低い、こういう点がございま
して、民間工場と官営工場とのコストの

比較をされたことがあるかどう
か。そういうような原価計算とか、あ
るいは民間工場ならばこのくらいで来
ておる、官営の工場はこれより来てお
る、その欠陥はどこにあるかといふよ
うな比較研究をされて行かない限り、
専売価格は下らぬ。そういうふうな研
究をされ、そういうふうな方向への努
力をされておるかどうかといふこと
を、最後に伺つておきます。

○小山委員 この専売価格というもの
は非常に気にかかるところです。あなた
前に、安ければ需要は多いんだと言
つておられる。安ければ需要が多いとい
ふことは、われ／＼の關係から言
うと、農民の生産するものが、それだけ
固定した需要がある、こういうことな
んです。だから官営であらうと民営で
あらうと私は問ひませんが、農民の立
場から言つて、固定した需要があるよ
うに、あなたの方の方はよほど考へても
らわなければならぬと同時に、それは
結局専売価格を安くすることである。
この一点に思ひをいたして来られない
と、専売制度なんといふものはやめて
しまへといふ議論が必ず起る。その点
を最後の希望として申し上げて、私の
質問を打ち切ります。

○奥村委員 小山委員から専売価格に
ついていろいろ御質問がありました。
そこで戦時中アルコールをガソリンに
代用しておりましたが、もし今後日本
がアルコールをガソリンの代用に使う
といふふうなことが考えられる場合、
これは大ざつばな話であります、ど
のくらいの価格になつたらガソリンの
代用になるか。そのお見込みをひとつ
御説明願ひます。

○井上説明員 これは絶対的な数字で
申し上げるのには、ちよつとおかしい
と思ひますが、結局アルコールを使う
場合にはガソリンがないといふことを
一応考へますれば、ガソリンを除きま
すと、要するにメタノールとアルコー
ルとの価格の比較の問題になると思
ひます。現在のところすでにそういう状
況でありまして、メタノールも動くわ

けであります。アルコール・オンリーも動く。従つてこれを伸ばすためには、どうしてもメタノールとの競争になつて、メタノールより安くしなければならぬ。現在のところメタノールの価格はある程度上つておりまして、最近ではおそろしくキロリッター当り七万円前後だと思ひます。あるいはそれより上つておるかと思ひますが、大体七万円見当かと思ひます。アルコールは御承知のように現在のところ九万円、従つてメタノールの方はアルコールよりも効率は悪いのでございませうけれども、結局キロリッター当りそれくらいも、結晶キロリッター当りアルコールの方が出しますと、またアルコールの方に手を出しかねる。こういうような状況で、メタノールより安くすれば、メタノールを駆逐してアルコールが出る。こういう関係になると思ひます。

○奥村委員 先ほど小山委員に対する御答弁で、アルコール課長は、専売をはずすわけには行かぬ。そのおまな一つの理由として、アルコールが酒類飲料として横流しされる、つまり脱税される憂いがあるから、こういうお言葉でありました。そのことはむしろ大蔵省の管轄であります。現在九十九度以下のアルコールは大蔵省が管轄しており、九十九度以上を通過省のあなたの方で管轄しておられるわけですが、そういう理由なら、いつそこれは大蔵省に全部まかしたらどうか、そういうことが成り立つ。その点どうですか。

○井上説明員 機構改革の問題につきましては、私の方もまだはつきりした態度をきめておらないわけでございます。従つてこれも私見になると思ひますけれども、結局この所管の問題を考へます場合に、考へに置かなければならぬのは、一つは要するに取締りの問題でございます。それからもう一つは、現在アルコールがどういふふうな方面に向けられておるか。結局先ほど申し上げましたように、化学工業に大きな部分を占めておるならば、この際日本産業全体といたしまして合理化をやつて行かなければならぬ。その合理化も、一つの産業だけの合理化を考へないで、むしろそれに関連した産業との関係において考へなければいかぬ。たとえば化学工業の塗料工業を合理化するにしても、その塗料工業だけの合理化をやるのではなくして、むしろ塗料に使うアルコールの工業の合理化をやらなければならぬ。かような関連において合理化を進めて行かなければならぬという観点から行きますと、現在アルコールが使われておる率は化学工業に大部分を占めておる。こういう点から考へましても、これは通産省の方でやつた方がよいのではないかと。この二点のどつちを重くするか。取締りの面を重くするか、あるいは産業の指導の面を重くするか、こういう方面で問題は決するのである。結局私の方ではきめられないで、むしろ考へ方としては、そういう点をお考へになつて、いろいろ今後の処置を考へて行く必要があるのではないかと、かように考へます。

○奥村委員 取締りの面と、それから化学工業の原料の合理化の面と、こういうことであるようでありまして、しかし化学工業でアルコールを原料にするというものは、全体のアルコールの半分以上、こういうことを言われるが、それは九十九度以上のものに対しては、さうなるかもしれない。しかしその中でも、相当酒精用に使つておる。それから九十九度までのアルコール、これはほとんど酒精に使われる。全体のアルコールから行けば、むしろこれは大蔵省に旗が上るといふことになると思ひますが、これは議論になりますので、答弁は要しませぬ。

○井上説明員 もう一つお尋ねいたしたいのは、医薬用その他の一般価格で、つまり税を込めた価格で販売せられるが、あとから賠償と申しますか、用途の先によつては拂いもどしをしておられる。この拂いもどしをしておられる部分は、どういふ方面であるか、その点をお尋ねします。

○井上説明員 一番大きいのは食酢の關係であります。現在やつておるのは食酢だけだと思ひますが、これは変性するわけに参りません。お酒と同様でございます。飲料に向ければ、メタノール変性はできません。従いまして、一応一般価格で食酢の業者に売られて、そして業者がこれを仕込んで、確実に食酢に使われたというのをわれわれの方で確認するわけにございませぬ。確認したときに、その差額を一応返すというふうになつておられます。

のように級別の決定をしなければならぬという問題があるのであります。これは今年は例年より少し急ぎまして、特別に繰上げて級別決定の審議会を開こうというので、これも準備を急いでおります。大体三月の上旬から中旬にかけて級別決定の審議が終る。これ以上早くするという事は、新酒が出て参りませんので、わりが有ります。最短期間を考えますと、大体そういうことになるのであります。もちろん最後の特級酒等の級別決定は若干遅れますけれども、二級酒として出せる時期はその前になりますから、あるいは場合によつては全部の級別決定が終らなくとも、一部のものについては価格のきまり次第、市場の状況とにらみ合せて出荷するという態勢に持つて行くという事も考えられますので、そういう点は相当弾力的な含みを持ちまして、市場とにらみ合せて、できるだけ消費者の皆様にも御迷惑をかけないで済むような方針で目下進んでおります。

○農林委員 アルコール専売というが、アルコール管理に関する行政を、大蔵省に一貫してやらせるという意見がかなり多い。これに関する質疑は残つておりますが、これはいづれ大蔵大臣、通産大臣にお尋ねいたすことにいたしました。私の質疑はこれで終ります。

○夏堀委員長 休憩いたします。午後一時半より会議を開きます。

午後二時二十七分開議
○夏堀委員長 休憩前に引き続きこれより会議を開きます。

午後は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。宮腰君。

○宮腰委員 政府は一般会計から特別会計へ繰入れる問題をたびたび出されまして、国民の血税によつてこれをまかなつておるといふことは、政府自身がどういふような事業については独立採算制をとるといふ意味合いから考えればならぬ問題がたゞさんあります。ことにこの郵便料の問題については、これ以上値上げをするといふようなところにはどうも持つて行かれない。だん／＼利用が少くなつて、この前のようなタバコの値上げで、タバコの消費が減つたといふような状態になつて来るおそれがありますので、これ以上値上げはできぬ、ところがこの独立採算制より考へて、赤字をなくする方法を研究して行かなければならぬと考へます。そこで私はこの郵政事務の内容について、行政組織の合理化が必要としないか、こういう問題を考へて参ります。この赤字を屈服する方法としてはいろいろな対策があると思ひますが、私は行政組織上の合理化が今後問題になつて行くような気がして参りますので、政府にこの行政組織の合理化によつて、この赤字を屈服する方法が出来るのじやないかという考へを持つと同時に、政府自体も研究してあるんじゃないかと考へますので、政府でこの赤字を消す方法としてはどういふ方法がないかという問題。また貯金の問題であります。貯金は一応郵便局で集めていただきまして、大蔵省

の預金部に吸い上げられて、これを一般の財政上のつなぎ資金などに利用されております。この手数料をもう少し上げてもらつて、なるほど現在貯金の取扱ひにおいては赤字にはなつていないのだ、郵政事務それ自体は赤字になつておるけれども、この貯金の方の手料を増すことによつて、郵政事務の方の赤字を補填できないかという問題があります。それからこの間私の方の天野委員からも質問されたように、三等局の切手やはがきの販売方法を昔の状態に復活することが、今後の赤字補填に役立つのではないかと。それは一つは三等郵便局自体が非常に成績がよかつたように思われますし、またごく最近に許可になつたり、局長になつた方には資力がないからだめだといふ御意見もあるようですが、この資力のないという点は、政府の販売関係から考へても、こういうような資金のめんどうを見てあげて、三等郵便局に請負的な販売方法を認めてあげることによつて、はがきや印紙の売り方が積極的になり、また赤字を克服することが出来るのではないかと、こういう問題について行政組織の合理化と、それから販売から貯金や保険の手料をもう少し増してもらつて、この赤字を補填する。

従つて郵便料金の値上げはしないという方針にかえて行つた方が、今の財政から考へても合理的だと思ひますが、政府のお考えはいかがでしよう。

○浦島政府委員 郵便事業の独立採算制を確立しますために、現実にありまする赤字をどういふふうにして克服して行くかという問題であります。これについて考えられますことは、まず

現在の郵便料金はたして事業経営上合理的であるかどうか。この点から事業経営にマッチしたような料金に改訂する。そして独立採算制を確立する。という点の一つとして考へられるのであります。もう一つは、料金はいじりませずに、サービスをよくいたしまして、できるだけ国民の方々に郵便を安くお出し願ひしまして、それから来る取扱費の自然増によりまして、収入をはかつて行くといふことが一つ考へられます。もう一つは、たゞいまお話が

ありました経営の合理化、機構の簡素化、こういう点でございますが、第一年度の予算におきましては、諸般の事情から料金には手をつけませんが、現行料金のままでは予算が編成せられたのであります。ただ私ども事務当局としては、現行の料金体系がはたして事業経営上合理的であるかどうかという点につきましては、検討を怠らぬと考へておるわけでありまして、いろいろ科学的に原価計算等をいたしまして、適正な料金をきめなければならぬと思つております。従いまして二十

十六年度の予算の編成におきましては、現行料金のままでは編成をせられておるわけでありまして、従いまして二十六年度の予算におきましては料金は改訂しない。郵便の利用の自然増を促しまして増収をはかることにつきまして、私ども郵政当局としましては、あらゆる機会をとらえて努力をいたしておるわけでございます。戦争以来郵便の利用が減つて来ておりますが、最近におきましてはだん／＼と増加の傾向にありまして、御承知のようにお年玉はがきあるいは暑中見舞の給はがき

の売出し、その他いろいろの施策を講じまして、できるだけ戦前の状態に復しますように努力をいたしておる次第であります。この点はまだ足りない点が多々あると思つておりますが、今後ますます努力をいたしまして、できるだけ自然増によりまして収入をはかつて行くことについて、努力をいたしたと考へております。

それから機構の簡素化の点でございますが、この点は、一事務官僚である私からお答えできないと思つておりますけれども、少くとも郵便事業におきましては現業官庁でありまして、その現業官庁の大半は直接公衆に接しております。いわゆる郵便局の組織が大半でございます。従いまして、この郵便局の組織あるいはその普及状況を、あまりに経営合理化の観点において押えますと、結局公衆の方々が郵便を利用されるについて御不便を来すのでございまして、この点はなかく／＼むすかし問題でありまして、郵便のサービスをよりよくするために、やはりかような現業の施設はできるだけ拡充して行かなければならぬと存じておるのであります。従いまして御説のような観点から、どの程度までに郵政事業の機構を簡素化し得ますかどうかということにつきましては、研究の余地があると思つておりますが、少くとも事務当局といたしましては、現在の機構におきまして、現在の事業運営をいたしますにつきましては、むしろ不足がちな点があるのではないかと考へておる次第であります。しかし私どもとしましては、できるだけ事業経費の節約を期しますために、公衆のサービスに影響がない程度において、事業

の合理化をはかつて行かなければならぬという点は当然でございます。ごまかい事務的な点につきましては、すでにかような観点からいたしまして、少しの金で動くようにいろいろな施設の合理化をやつておる次第であります。

なおお尋ねのもう一つの点でございますが、貯金からの手数料の点につきましては、直接私所管でありませんで、主計課長からお答えすると思ひますが、はがき、切手等の売りさばきの方法を従前に返す必要がないかというお尋ねでございます。この点は前回の委員会でお答え申し上げたと思ひますが、御承知のように昔は特定局長さんが自己の資金において切手、はがきを買い受けられまして、その手数料として割引歩合を取られておられたのでございますが、この点が再三の料金改訂によりまして、かりに従前のように切手、はがきを買い受けられるといたしますと、相当多額の資金を準備される必要があるのであります。これがはたして各局長さんの個人の力においてできますかどうか。この点が非常に問題でありましたのと、もう一つは歩合の率と同じでありまして、料金改訂によりまして売りさばきの金額が多くなると、非常に取得される金額が多くなるわけでありまして、これは従来からもそういう弊害があつたのであります。とかく売りさばきの各局におきまして競争しがちである。非常に地況のいいところは、そのために多額の割引歩合を取寄せられて非常に得である。かような弊害もありましたので、かような弊害を防止するという観点から、もう一つ

は公務員法が施行せられまして、特定局長さんでありまして公務員であります。従いまして公務員である局長さんが、かような政府が売りさばき切手、はがきにつまして利得——利得という少しおかしゆうございませうが、その売りさばきの手数料をとられるというところはどうかということ、かような点におきまして、従来ないわゆる請負による売りさばきを廃止いたしましたので、定額常備制を実施いたしましたので、従いまして従来のような手数料がありませうために、各局におきましてこれを積極的に売りさばくという意欲がなくなつた点があるかと考えられるのであります。しかしながら定額常備制におきましては、あくまでその局の区内の実況に依りまして、必要な切手、はがきは必ず準備することにしたしておりますので、決して公衆には御不便はかけないことになつておる次第でございます。

従いましてその売りさばき方法を根本的に昔に返すかどうかということ、まだ実施後日なお浅くございませうので、いろいろな点において研究する余地がございませうので、目下のところこの根本改正については、考慮いたしてない次第でございます。以上御了承を願ひます。

○官廳委員 二十六年年度の予算では改正をしない、こういうことを言われておりますが、おそろしくいろいろな講和問題だとか突発的な問題で、国家で補正予算を組む場合もあり得ると思ひますが、そういう場合にもこの料金の改正はしないというお考えですか、どうですか。

○浦島政府委員 今後の事業の收支状況、あるいはまたいろいろな客観情勢の変化によりましては、全然考えないとは目下のところ明言はできないわけでありまして、私もは少くとも今日におきましては、まだ改正をするというふうなことは予想をいたしておりませぬ。

○官廳委員 この自然増をやるうといふお考えで、サービスを改善して行くというところは非常にけっこうなことでありませう。お年玉付はがきなんか、最近非常に売れ行きがよかつたやうであります。暑中見舞だとか寒中見舞というふうなものを出す場合に、何らか一般の国民が見て、なるほどいいなという感じを興えるような印刷を中にするのが、非常に効果的ではないかと思ひます。予算の都合もあると思ひますが、もし暑中や寒中見舞を出すなら、それらしい模様を中に織り込んで方が非常に感じがよいやうであります。その点をひとつ御研究願ひたい。

それからもう一つは、国税や地方税の集金をやつておるやうであります。が、こういうやうなことをもう少し拡大しまして、たとえばラジオの料金だとかあるいは公の団体の料金、たとえば国民健康保険ですか、その保険料を郵便局でやらしめるといふやうに、いろいろなそういう集金の仕事をふやして行けば、あるいはその手数料によつてカバーができるやうに考へるのであります。その点を今後拡張して行つてお考えがございませうか。

○浦島政府委員 暑中見舞のはがき等について、ふさわしい図案を刷つたらどうかというお話でございますが、まことにごもつともなごもつとございまして、昨年初めて従来の官製はがきに絵

を入れまして、暑中見舞用のはがきを売り出したのでございますが、これがたいへん好評を博しまして、売り出した枚数全部を期間中に売り盡した次第でございます。しかしながら昨年の図案につきましては、最初のことでございまして、とかくの御批判もあるやうでございます。もし今年におきましてさらにこういうものを出すことにいたしましたならば、御意見の通りに、十分により一層好評を博しつたやうな、ふさわしい図案をつくつて行きたいと考えておる次第であります。

なお郵便局においていろいろな仕事をやつて、その手数料をかせいで収入をはかつたらどうかというお話でございます。この点まことにごもつともなことでございませうが、例におあげになりましたラジオの集金のごときでございますが、これは電波法によりまして、日本放送協会が直接集金組織を持たないところにつきましては、郵政省に委託するということになつております。目下放送協会とその実行方法について打合せをいたしておるのでございます。すなわち特定局——いわゆる農村、漁村地方にあります特定局の定地区につきましては、ラジオの受信料の集金の委託を受けましてやることになつております。これにつきましては、放送協会から必要な経費を繰入れていただくということになつておる次第でございます。その他健康保険等のお話でございますが、目下失業保険等の当の料金の収納につきましては、いわゆる印紙を発行いたしまして、これを委託を受けて発売いたしております。これにつきましては厚生省から必要な実費を繰入れていただいております。

でございます。その他のいわゆる社会公共のいろいろな集金をやることにつきましては、何分郵便の外勤は郵便の配達ということが根本でございまして、かようないろいろな雑務をやりましたために、かんじんの郵便事業に大きな影響があるというところは、私もは少くともいたしましては相当考えなければならぬのであります。今日におきましては、だんだんと郵便の事業運行は平常に復しつつありますが、まだより以上よくしたいというところを考へておりました。将来事業運行がうまく行きますやうな、かようなおつしやるやうな事柄もやつていこうという時期がありましたならば、十分考へて行きたいという心組みでおる次第でございます。

○官廳委員 行政機構の簡素化の問題ですが、これに関して、郵政省では研究会なり研究室なりを設けて、考へて実行して行つておられるでしょうか。その点をひとつ……。

○浦島政府委員 目下のところ改まつた一つのそういう委員会を設けて、研究しておるということではないのでございまして、先ほどから申し上げますやうに、少くとも現業官庁である郵便事業におきましては、現在の機構は、現在の郵便事業の内容を運行しますに、最小限の機構であるので、私もは存じておりますので、また積極的にかような研究には乗り出してない次第であります。

○官廳委員 私は結論としまして、この赤字はなか／＼克服できないのではないかと思ひます。そうして政府ではいろいろ特別な会計に一般会計から繰入れるものが、だん／＼ふえて来るやうであります。こうなつた場合に、

九

もらうときは委員会にかけまして、議会の審議にあずからせませんが、今度は入つて来ることになるかも知れぬ顔をしておいて、そのままほうり出して、どのくらいつたかわからないようなことになつてしまふのでありまして、今後どういふふうなものを受取りまして、また一般会計に繰入れるという場合に、一応そういうものも本委員会にかけて、どういふふうな結果になつたというところ、今後御報告を願いたいと思つて、これは私の希望であります、その点を郵政省ではどう考へていますか。

○佐方政府委員 決算の上で収入が増した場合がありますが、それは必ず決算報告書として決算委員会に出すことになつております。

○宮藤委員 そういふ場合は、決算委員会に出すと同時に、本委員会にも御提出願いたいと思つて、決算委員会に出したつて、大まかで、そういうことまかいた点は全然審議しないで、そのままはつたらかしてしまふということであれば、国会としてのそういう審議にあらずかる点に、どうもわれ／＼は満足行かない点がありますので、今後決算委員会へやつても、そういう一般会計にもどす場合は、ひとつ資料でも出しておいていただいて、皆さんの意見を徴していただきたいという希望を申し上げておきます。

○夏堀委員長 高間君。

○高間委員 政府にちよつとお聞きしたいのですが、三十五億八千三百八十三万五千円ですか、この不足の額を繰入れることは、一般国民が、こういう事業はこういうふうな関係で損になつ

ておるから、こういうふうなところとがわかるので、非常にけつこうなところですが、ただ郵政省の現在の機構がどういふふうな形になつておつて、どういふふうな方面から損失が出るかというのを私はお聞きしたい。というのは、たとえば北海道であるとかあるいは関東、信越であるとか、大阪附近であるとか、四国であるとか、九州であるとかいふところでは、ただ郵政省即郵便局という形になつておるのだが、その間に大きく、大蔵省あたりで言へば、たとえは国府庁のような機構ができておるかどうか、お聞かせ願いたいのです。

○佐方政府委員 郵政省の機構といつたしましては、全国を十地区に分けて、昔の通信局でございまして、今郵政局といふのがございまして、北海道と仙台と東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、熊本、四国となつております。各地域別の事業の收支というものは、一応出て参つておりますけれども、こまかい原簿計算を今進めております。概論的に申しますと、東京と大阪は相当な黒になつております。名古屋あたりがとん／＼程度かと思ひます。北海道それから仙台、九州のごとく、非常に三等局の多い、大都會の少いところにおきましては、相当な赤になつておるといふことが、概論的には言えるかと思ひます。

○高間委員 大体のことはわかりましたが、私は先般、他から聞いた話ではつきりしたことはよくわかりませんが、今政府委員のお答えのようなことで耳にはさんでおりますのですが、北海道あたりでは集配人が一回配達に出ると、少くも三日間くらいたたなければ

帰つて来られないというふうな不便なところがあつて、そこにはたとえて申し上げますならば、二円の郵便を配達するのに、百円も二百円もかけて配達するやうな、そうした地域的な損失が非常に多い地区が多いという話を私は聞いておるのです。そういう面からもう少し検討なすつたならば、この損失の補填の非常な参考になるだろうと考えておるのですが、そういう点についてお考えになつたことがありますかどうか。ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○浦島政府委員 今例をあげておつしやいました北海道のある局で、一旦配達に出たならば三日も帰つて来ないというお話でございまして、そういうことはあり得ないのでございまして、とにかく一つの郵便局の集配区画、しかもその局の集配人が集配される距離といふものは、集配人の方のいわゆる入時間の労働の勤務時間によりまして、ちやんと割振りがしてあるわけでございます。ただ途中非常に雪が深いという場合に、何かの事故によつて帰局がおそくなつたというものはあり得ると思ひますが、とにかく平常の配達をやるにつきまして、三日も四日もかかるというところは全然ないわけでございます。何かのお間違ひじやないかと思ひます。どうかあしからず御了承願いたいと思ひます。

○高間委員 ところでこの北海道の郵政局管内が非常に赤字を出しておるといふことは、結局農村、漁業等の局が非常に多いわけでありまして、かようなところは一通の郵便があまりあつても、とにかく人をかけまして、一般の公務員のベースの給料を拂ひましてやらなければならぬ

わけでございます。従つてこの郵便事業のいわゆる公共性という点からいたしまして、赤字があるからその施設を切り下げるというところは、公衆に非常に御不便をかけるわけでございます。現在の郵便の施設からいたしまして、最小限度のところではないかと考へておる次第でございます。

○宮藤委員 私たび／＼見ることでございまして、たとえば一つの都市から他の市外の部落に郵便物を運送する場合に、わざ／＼郵便局のトラックなり、あるいはまた貴重なガソリンを使つて、小さな郵便物でも配達をしておつて、小さな状態がありますが、こういうような場合には定期バスを利用しまして、安全なボツクスでもございまして、その中へほうり込んで送り届けるという方法を利用した方が、かえつて効果的に思ひます。私はたび／＼そういうことを経験しまして、もつたないガソリンを使つて、小さな郵便物でも政府の郵便の自動車で配達しているというところを見ているわけでありまして、こゝろの赤字を克服する方法があるのじやないかと思ひますが、そういう点は御研究されたことがありませんか。

○浦島政府委員 一つの郵便局の局区内で各戸に郵便物を配達しますのは、これは直接従事員を使ひまして配達をしております。ただいまのお話は、局から局へ郵便物を運送するという仕事ではないかと思ひますが、これがその間に運送機関がありましたら、できるだけ最大の運送機関を利用してやつておるのであります。どうしましても運送機関がない場合には、やむを得ず人の肩を借りまして、

郵便物を運送いたしておるのでございまして、運送機関がある場合には、最大限度利用いたしておるのであります。その利用の場合に、やはり局間々々の郵便物の量というものがございまして、一つの自動車で専門に送るやうな相当な量があります場合には、いわゆる赤自動車、郵便専用自動車を使ひまして輸送をいたしております。しかし専門に自動車を雇ひ上げることが必要ないというふうなところにつきましては、そこにバスがございましてならばバスを利用して、バスに託送いたしまして郵便を送つておる次第でございます。従ひまして、できるだけ運送費を節約するといふ観点につきましては、当然私も日常努力をいたしておるのでございまして、はたしてこの線にバスで送つた方がいいか、あるいは専用自動車で送つた方がいいか、あるいはまた私鉄がある場合には私鉄で送つた方がいいか、むしろ実情に即しまして、安い方法と郵便物の速達を期するといふ二点から、努力をいたしておるのでございまして、できるだけこゝろの赤字につきましては努力をいたしております。今後も続けて行きたいと考えておる次第でございます。

○小山委員 二つ三つお聞きしてみたいと思つておりますが、この新聞紙上で見たと思ひますけれども、日曜の集配をやめるといふようなことが新聞に載つておつたと思ひます。まさかそういうばかんなことはなされまいと思ひますけれども、一応そういうことはしないのであるという説明を、ひとつやつていただきたいのであります。

○浦島政府委員 おつしやる通りに新聞に出ておりました。実は先ほどから

わけてございます。従つてこの郵便事業のいわゆる公共性という点からいたしまして、赤字があるからその施設を切り下げるというところは、公衆に非常に御不便をかけるわけでございます。現在の郵便の施設からいたしまして、最小限度のところではないかと考へておる次第でございます。

○宮藤委員 私たび／＼見ることでございまして、たとえば一つの都市から他の市外の部落に郵便物を運送する場合に、わざ／＼郵便局のトラックなり、あるいはまた貴重なガソリンを使つて、小さな郵便物でも配達をしておつて、小さな状態がありますが、こういうような場合には定期バスを利用しまして、安全なボツクスでもございまして、その中へほうり込んで送り届けるという方法を利用した方が、かえつて効果的に思ひます。私はたび／＼そういうことを経験しまして、もつたないガソリンを使つて、小さな郵便物でも政府の郵便の自動車で配達しているというところを見ているわけでありまして、こゝろの赤字を克服する方法があるのじやないかと思ひますが、そういう点は御研究されたことがありませんか。

○浦島政府委員 おつしやる通りに新聞に出ておりました。実は先ほどから

もお話がありましたように、郵便事業の独立採算制、赤字克服のために、いかなる経費を節約すべきかということ、当然私どもとしては、研究検討して行かなければならぬ問題であります。それにつきまして、郵便事業は四、六時中仕事動いているわけであり、しかもに従業員の方に週休日として一週間に一回の休暇を賜えるがために、どうしても他の一人を余分に雇って現在やっておるわけでございます。かような点から、余分に雇っておる点を節約して、経費を節約する余地がないかということ、私どもとしましては研究をいたしておるのでございまして、新聞に出ておつたように、全国におきまして大体二百二十局を選びまして、かりに普通郵便の配達を日曜にやめた場合に、翌日の月曜の仕事にどういふ影響があるか、これは当然やめることを取上げてやりましても、業務の運行に大きな支障がありません。非常な支障があるか、これは研究の題目としましてこれを取上げまして、全国二百二十局を目下かりに施行して見つつあるものであります。しかしこの結果がどうあるかということにつきましましては、まだ実施後日なお浅くありますので、いずれともまだ私どもとしましては結論を得がたい状態でございますので、必ずやるとも言えませんし、また必ず日曜集配の撤廃を執行するとも、現在の段階においては明言できかねる次第でございます。どうかひとつかような問題もあるということをお考へ願ひまして、事務当局において研究いたしているという点に、

ひとつ御了解を願ひたいと思つております。○小山委員 私は全国一律に日曜集配をやめるのかと思ひましたので、そんなばか／＼しいことはおやりにならぬだろうと思つたのでありますが、非常に郵便物の集配の少いところでは、そういう問題は考へる余地はあろうかと思ひます。次には、これは年賀郵便の話であります。これは国会の問題として取上げられることはよつとどうかと思ひますけれども、郵便はがきの売れ行きをよくしなければならぬという立場から、私はお考へ願ひたいのであります。これは私記憶違ひなのか知りませんが、年賀郵便の例の富くじみたいなものを盛んにおやりになつて売つておられるが、あれはスタンプがないと当選番号の中に入らないとか、あるいは当選番号の人が郵便局に品物を受取りに行くと、配給通帳を持つて来いとか、実にやかましいことを言われる。当つた人は無記名の番号なんですから、だれでもよさそうなのだが、なぜ配給通帳を要求されるのか。そういうふうなことでか、あるいは何月何日までに使つたはがきでなければいけないとか、いろいろな制限があるらしいのであります。ものを売つては開始未ださういふふうにならぬ／＼制限があつたのでは、これはやはりはがきは売れないだろうと思ひます。だからその辺のところはものを売ることが目的なのであります。うから、そういう趣旨でお考へになつたらどうか。

それからもう一つ伺つておきたいのは、年賀郵便はがきを今度は大分宣伝されたようですが、全部売れたのでしうか。その二つ。○浦島政府委員 お年玉はがきの賞品の受取りにつきまして、一旦使用したものでなければならぬとか、その他いろいろな制限があるようにおつしやいました。これは全然さうなことはございませぬ。使用されたものでも、未使用のものでも、とにかくそのはがきの正当所有者でありましたらば差上げることになつております。ただ年賀はがきは各戸に配達をいたしまして、郵便受箱等に配達をいたしまして、年賀玉付のはがきでございまして、内部の取扱ひ等におきましても、万一事故等がございましたらば申請ない次第でございまして、従つて一応そのはがきの正当所有者——所有者の中には受取人はがきを買われた方があつたわけですが、一応正当の所有者であるということを御証明願ひたい、かような意味におきまして、その証明方法として米穀通帳の御持参方をお願いいたしておるわけでありまして、これも別に法的に強制をいたしておるわけではございませんので、局の方で正当受取人であるというところを何らかの方法によつて確認できましたならば、必ずお年玉の賞品は差上げることになつておる次第でございます。

好影響をもたらしておると思ひます。○奥村委員 同じようなことですが、このお年玉付の、つまり共募金付の年賀はがきですが、あれはなぜ共募金をつけて売られるのか。つまり共募金付でなくても、二円のはがきでも済むわけですが、どうも共募金付のはがきを各末端の郵便局へ割当てておられるようです。それで郵便局長さんなどが、その消化に非常に苦しんでおられる。末端の市町村に参りますと、無理やり買わされる。そうすると年賀はがきを出すがために、無理やり共募金一円ずつをとられる。非常に押しつけがましいことになつておるのであるが、あれはむしろやめて、二円のはがきでお年玉をつければこれは非常に喜ばれる。なぜ共募金をつけなければならぬのか。共募金をおつけになれば、多少共募金の団体が消化に協力せられるでしょうけれども、しかしそれがため、非常に一般に無理な負担をかける。その点をお伺ひいたしたい。

それからもう一つは、あれでもなおかつおそろく予定のはがきは売れなかつたのだらうと思ひます。完全に消化したのか、無理に押しつけたのか、なお残つておるのか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。○浦島政府委員 切手、はがき等は、社会事業の資金を集めますために、寄付金をつけて発行するということにつきましましては、大体世界各国共通にかような方法をやつておるのであります。たとへば慈善切手とか、あるいはまた赤十字社の赤十字切手とか、かような意味におきまして、あるいはまた小兒麻痺の救済資金とか、そういう意味におきまして、世界各国切手に寄付

金をつけまして、寄付金を募集するという方法がとられておるのであります。まして、わが国におきましてもすでに戦前、あるいはまた戦後におきまして、数たび寄付金の切手を発行いたしておるのであります。従ひまして切手、はがき等に寄付金をつけるべきかどうかということにつきましましては、これは大きな問題でございます。これは大きな問題でございます。昨年の国会にその法律を提案いたしました。これが成立をいたしておるのであります。この切手、はがき等の発売に寄付金をつけるという法律に基きまして、この年賀はがきに寄付金をつけている次第でございます。従つて法律的な根拠においていたしておるのでございまして、しかしながらい

わゆる年賀の官製はがきに寄付金をつけるべきかどうかということにつきましましては、これはそのときのいろいろな事情におきまして決定せられる問題でありまして、少くとも郵政事務当局におきましては、従来世界各国にありま

すように、かような社会施設等の資金を集めますことについて、もし可能でありますならば、郵便事業を通じてこれに協力するということは、これはまことに社会、国家全体からいたしましては、けつこうなことであるわけでありまして、ところでこの年賀状というものは、わが国の淳風美俗としまして、長年にわたつて年賀状を交換されるというところになつておるので、この年賀状にかような共募並びに日赤の寄付金をつけまして、そうして年賀状を通じて国民の方々にかような社会事業に御協力を願ひ。こういう意味におきまして、この共募並びに日赤の寄付金付に賛成いたしまして、一昨年、昨

年賀はがきを今度は大分宣伝されたようですが、全部売れた

金付に賛成いたしまして、一昨年、昨

年と実行いたしておる次第でございます。従つて一昨年は発行枚数一億五千万枚につきまして一円の寄付金がつきましたので、一億五千万円の寄付金が共募側に集まつたということになります。四億枚に對しまして一円の寄付金をつかけまして、そうして一月十日の売出し期間までにおきまして、全国四億枚を完全に消化をいたしておるのであります。従いまして、なおあるいは個々の局につきまして多少の端数の残りはあるかもしれませんが、大体四億枚の売出し数を完全に消化しているという状態でございますので、それだけ、一円の寄付金につきまして約四億円程度のもので、今年も共同募金並びに日赤の方に寄付せられて、そしてその金が社会事業施設等に振り向けられて行くことになつておる次第であります。これを將來の問題としまして、さうかといふことにつきましては、こちらに同じく寄付金をつけて行くべきか、これはその年々の状況に依りまして郵政審議會に諮りまして、郵政審議會の意向を聞いて決定するということになつておる次第であります。過去の実績からいたしますと、なるほどはがきに一円の寄付金をつけたために、はがきを買ふと強制的に寄付をさせられるようなお感じを受けられるかもしれませんが、ほんの少し私どもは、少くとも年賀状をお出しなさるならば、どうかこのお年玉のついたはがきをお買いください、また共募並びに日赤の寄付金のついたのをお買ひ願つて、一枚で一円を社会事業のための資金にひとつ御寄付願いますように御協力願ひたい、こういう意味において國

民の方々にお願ひをいたしておるのでございます。決してこれを強制的に売りつけるとか、あるいはまた強制的に寄付をさせるといふ趣旨ではないのでございます。寄付金付の、お年玉付のこの制度に十分に御賛成を願ひまして、積極的にお買ひ願ひますように、いろ／＼周知宣伝をやつておるにすぎないのであります。それが未端におきましていろ／＼行き過ぎがありましたために、皆さんに御迷惑をおかけいたしましたことが多少あると思ひますが、これは將來におきまして十分注意して努力をいたしたいと思ひますから、さう御了承願ひます。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時十二分散会